

28 高学第 1400 号
平成 28 年 10 月 24 日

各県立学校長 様

高等学校課長
特別支援教育課長

教職員の服務規律の徹底及び不祥事の根絶について（通知）

本年度は、教職員の不祥事が続発しており、9 月末までに公立小・中学校及び県立学校を合わせ 6 件 8 名の教職員に対して懲戒処分が行われています。

教職員の服務規律の徹底と不祥事の根絶については、平成 28 年 10 月 18 日付け 28 高教政第 524 号教育長通知「綱紀の肅正と法令の遵守について」により通知したところです。また、9 月高知県議会総務委員会においても、子どもたちが着実に成績を伸ばし成長している一方で、教職員が不祥事を起こすことは、子どもたちの学習意欲を減退させることになるとの御指摘を受け、今後、決して不祥事が起こらないよう再発防止に取り組むよう要請があったところです。

しかしながら、今般、公立小学校教諭が、複数の教え子にわいせつな行為を繰り返すという事案が発生し、当該教諭に対し免職の処分を行ないました。

このことを重く受け止め、県教育長から別添のとおりメッセージが発せられました。

貴職におかれましても、全教職員に別添メッセージを周知していただくとともに、不祥事の根絶に向けた話し合いの場を持つなど、改めて服務規律の徹底を図ってください。